

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年7月8日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年7月22日から平成23年8月11日まで縦覧に供する。

平成23年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 八尺地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 大井手地区	まんのう町建設土地 改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 鴨池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 源保林地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 真野1地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上田井地区	〃